

平成24年5月16日

石油コンビナート等民間企業の減災対策について

川崎市長 阿部 孝夫

臨海部における石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業や、内陸部における一定数量以上の危険物等を取扱う企業においては、法律等に基づいて一定の災害対策は講じてきているものの、震災等により、被害が生じた場合には周辺地域への影響に加え、首都圏の経済活動への影響も懸念される。

企業の防災力の向上は、被害の軽減という減災の観点に加えて、地域の安全・安心、立地企業の信頼性の向上に結びつくことや、首都圏の経済活動を維持する上でも重要な課題である。

首都直下地震などで企業の被災の可能性を想定した場合、各企業の責任における企業防災に加え、被害の波及性の観点から公的な支援の必要性も含め、そのあり方についても検討する必要があると考える。

このことから、以下について九都県市で取り組んでいくことを提案する。

【主な検討事項】

- 1 石油コンビナート等民間企業の減災対策の促進について、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえ、共同研究を行う。
- 2 共同研究の結果を踏まえ、必要に応じて、実効ある対策の推進を国に対して要望していく。

石油コンビナート等民間企業の減災対策について

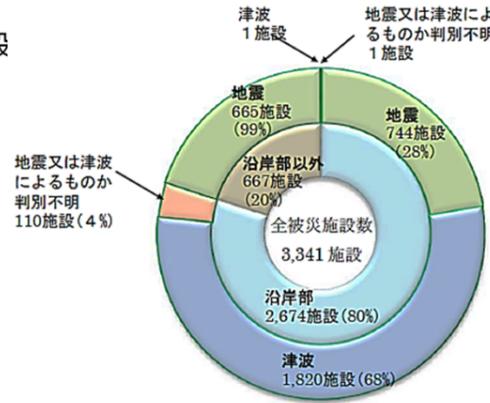
川崎市参考資料

東日本大震災における危険物施設の被害状況

危険物施設数211,977施設中3,341施設が被災（調査対象は16都道県）

危険物施設の現状
九都県市における危険物施設

- 埼玉県・・・15,371施設
- 千葉県・・・20,403施設
- 東京都・・・14,210施設
- 神奈川県・・・18,749施設
※H22.3.31現在



九都県市における危険物施設の被害状況

- 【埼玉県】 9施設（地震：9施設）
- 【千葉県】 106施設（地震：92施設 津波：14施設）
- 【東京都】 7施設（地震：7施設）
- 【神奈川県】 28施設（地震：28施設）

※出典「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書(H23.12)」消防庁危険物保安室・特殊災害室

東京湾の主なエネルギー資源や企業の立地状況

埋立地にはエネルギー資源を保有する一方で危険物を取扱う大規模企業の立地が数多くあるとともに、6箇所の石油コンビナート等特別防災区域が指定されている。

- 東京湾の石油コンビナート等特別防災区域
(合計:面積約102.6km²、特定事業所数157、石油タンク数5,566基)
- 京浜臨海地区 (約35.0km²、76事業所、2,082基)
 - 根岸臨海地区 (約6.3km²、8事業所、290基)
 - 久里浜地区 (約0.7km²、1事業所、14基)
 - 京葉臨海北部地区(約2.9km²、7事業所、230基)
 - 京葉臨海中部地区(約45.2km²、62事業所、2,888基)
 - 京葉臨海南部地区(約12.6km²、3事業所、62基)

※出典「石油コンビナート等防災体制の現況 平成23年」消防庁特殊災害室



東京湾の地震被害の影響

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」では、東京湾北部地震の想定において、石油コンビナート地区の危険物取扱事業者等の被災による周辺地域への影響の可能性に加えて、経済活動への影響として、直接被害66.6兆円、間接被害45.2兆円の被害が想定(M7.3 18時 風速15m/s)されている。

更に、本年3月末に文部科学省が東京湾北部地震の発生域が従来の想定より場所により約10Km浅いことを発表したことから、震度規模の増加についても懸念されている。

●東日本大震災における危険物施設の原因別被害(調査対象は16都道県)

	火災	流出	破損	その他	合計
地震	5	79	1,235	90	1,409
津波	36	106	1,347	332	1,821
判別不能	1	8	82	20	111
合計	42	193	2,664	442	3,341

※出典「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書(H23.12)」消防庁危険物保安室・特殊災害室

危険物施設に対する規制と減災対策の現状

危険物等に関わる規制等

- 消防法
- 高圧ガス保安法
- 毒物及び劇物取締法
- 石油コンビナート等災害防止法、他

国の支援策の検討

国土交通省では、臨海コンビナートの地震・津波対策の強化として、検討会を立ち上げて民間企業の自発的な対策を促すため、技術的支援等を検討していく方向だが、まだ具体的にはなっていない。

危険物等を取扱う企業は、法律等に基づき一定の災害対策を講じているが、震災等により、被害が生じた場合には周辺地域への影響に加え、首都圏の経済活動への影響も懸念される。

企業の防災力の向上は、被害軽減や減災に加え、地域の安全・安心、企業の信頼性向上、首都圏の経済活動を維持する上でも重要

企業の減災対策については規制と自主的な取組に任されている。

首都直下地震などで企業の被災の可能性を想定した場合、各企業の責任における企業防災に加え、被害の波及性の観点から公的な支援の必要性も含め、そのあり方についても検討する必要がある。

九都県市において共同研究

石油コンビナートや内陸部で一定数量以上の危険物等を取り扱う企業の減災対策の促進について、国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえ、九都県市で共同で研究し、必要に応じ国へ要望を行う。

想定される研究内容

- 1 対象となる地域や企業等の検討
 - ・危険物の保有量や立地状況などを踏まえた調査や対策の検討
- 2 対象企業の減災対策の促進策の検討
 - ・減災・防災対策の促進に向けた普及啓発のあり方
 - ・規制や促進策の現状を踏まえた国への要望